

【扱い】

テレビ・ラジオ	解禁日は特にありません。
新聞	解禁日は特にありません。

平成20年1月24日
国土交通省遠賀川河川事務所

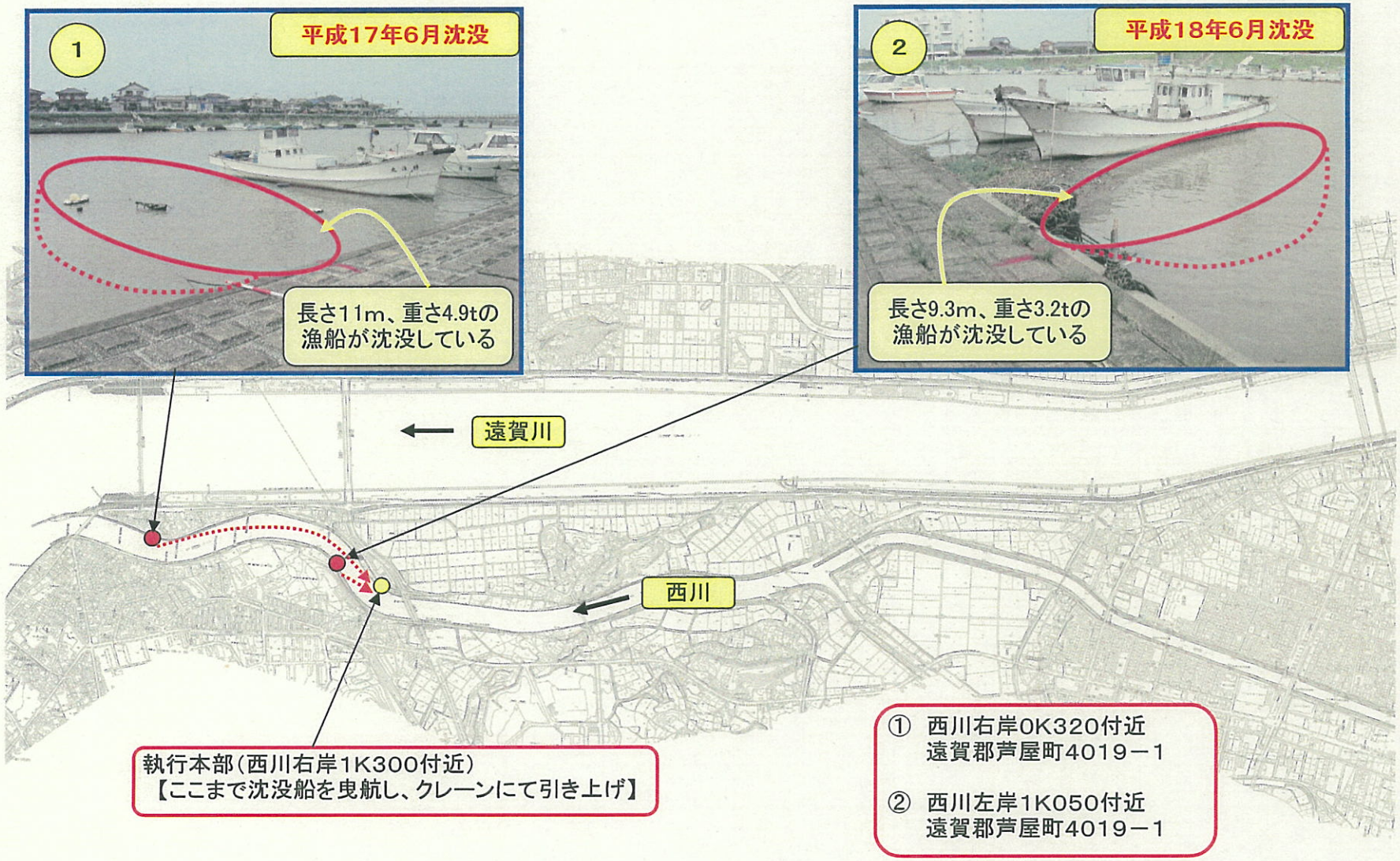
沈没船の強制撤去を実施します！ ～不法係留船対策で国と県が連携～

- 現在、1級河川遠賀川水系の支川である西川及び江川（遠賀郡芦屋町）に4隻の沈没船があります。
- これらの船舶は、洪水時に流水や風の影響等で河川内に流失し、河川内の施設に衝突するおそれや、船舶からの油流出のおそれがあります。
- 当該船舶の所有者又は使用者等に対して自主撤去を指導しましたが、自主撤去は行われなかったため、下記のとおり撤去を代執行により実施します。

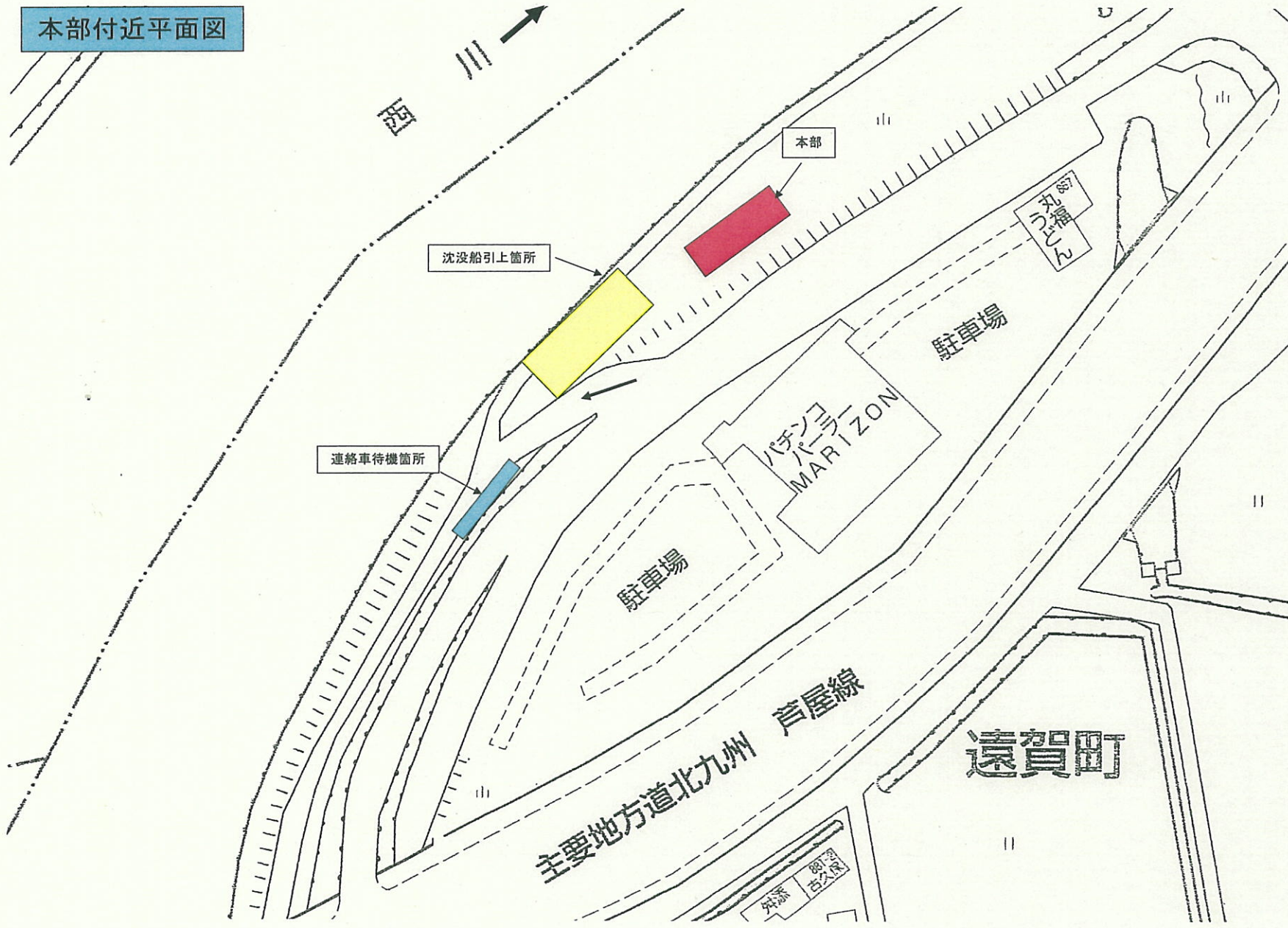
1. 河川管理者による撤去作業実施予定日
 - 平成20年 2月 5日（火）9時より
2. 撤去沈没船の内訳
 - 西川 2隻（行政代執行）・・・国管理区間
 - 江川 2隻（簡易代執行）・・・県管理区間
3. 問い合わせ先
 - 国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所（技術副所長 山口・占用調整課長 天方）
電話：0949-22-1830（内線205・341）
 - 福岡県
土木部 河川課管理係（管理係長 服部）
電話：092-643-3667（内線4525）

位置図

国関係



本部付近平面図



沈没船代執行作業工程

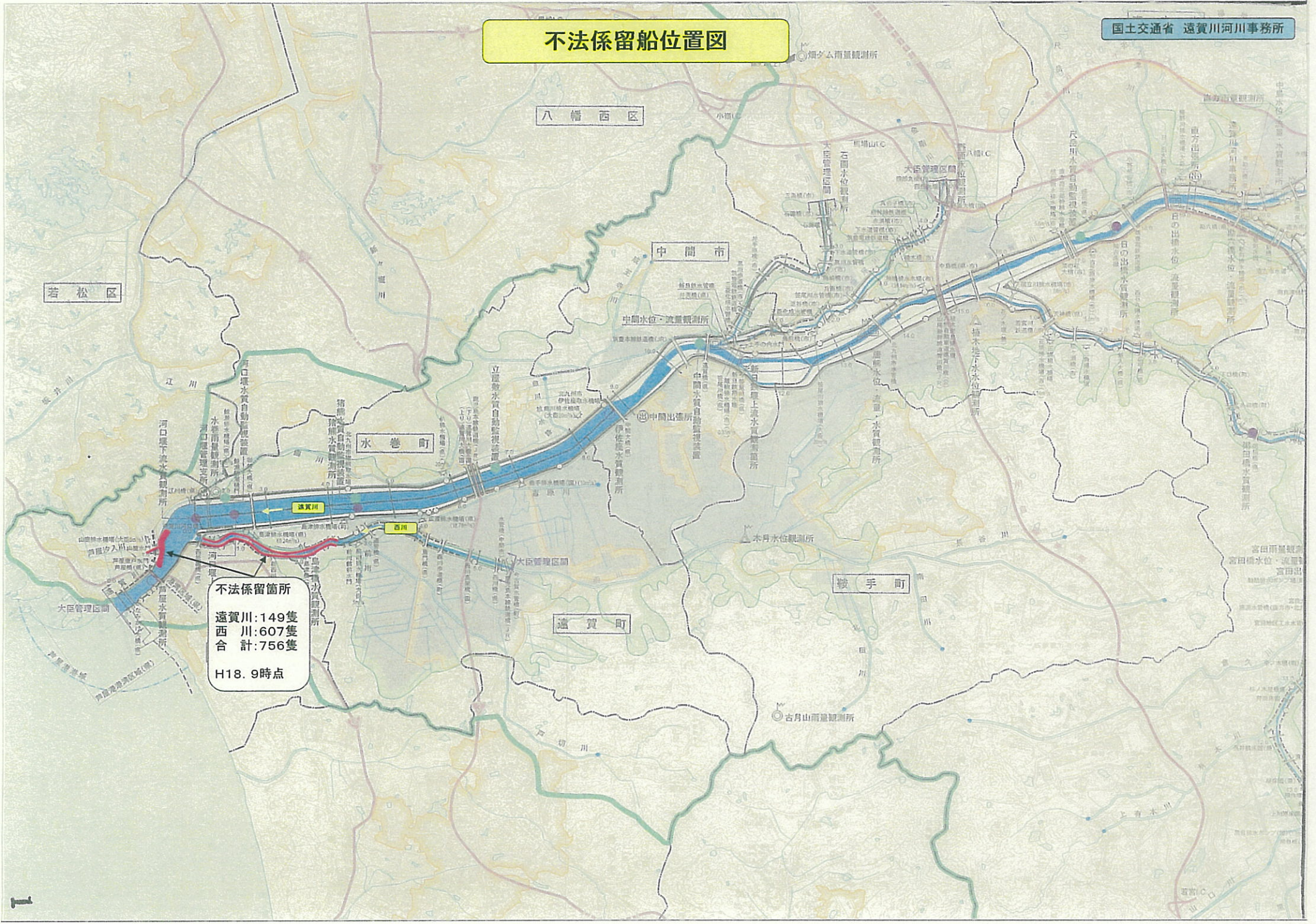
平成20年2月5日(火)

代執行開始宣言			9:00	執行責任者
執行物件の確認・明示			9:10	作業班
執行物件の撤去開始			9:10	作業請負業者
↓				
第1班(左岸1/050)				
①	潜水士による沈没船ワイヤー掛け作業	9:10	作業請負業者	
②	潜水連絡員による巻上機(ウインチ)作業		"	
③	沈没船の排水作業(水中ポンプ・発電機等)		"	
④	作業船横に沈没船を固定	11:00	"	
⑤	引き上げ箇所まで曳航		"	
⑥	クレーンにて高水敷まで引き上げ	12:10	"	
執行物件調書作成			12:30	作業班
執行物件調書の確認			12:40	執行責任者
⑦	クレーンにて運搬車両に積み込み		作業請負業者	
⑧	運搬車両に沈没船をワイヤーで固定		"	
⑨	運搬車両にて笹尾川排水機場へ搬送	13:20	"	
⑩	笹尾川排水機場にて沈没船をクレーンから積下ろし		"	
保管物件調書の作成			14:20	物件管理班
↓				
代執行終了宣言			16:10	執行責任者
↓				
保管物件調書の確認			16:50	執行責任者
解散の挨拶			17:00	執行責任者

第2班(右岸0/320)

①	潜水士による沈没船ワイヤー掛け作業	10:30	作業請負業者
②	潜水連絡員による巻上機(ウインチ)作業		"
③	沈没船の排水作業(水中ポンプ・発電機等)		"
④	作業船横に沈没船を固定	13:00	"
⑤	引き上げ箇所まで曳航		"
⑥	クレーンにて高水敷まで引き上げ	14:50	"
執行物件調書作成			15:10 作業班
執行物件調書確認			15:20 執行責任者
⑦	クレーンにて運搬車両に積み込み		作業請負業者
⑧	運搬車両に沈没船をワイヤーで固定		"
⑨	運搬車両にて笹尾川排水機場へ搬送	16:00	"
⑩	笹尾川排水機場にて沈没船をクレーンから積下ろし	16:40	作業請負業者
保管物件調書の作成			16:50 物件管理班

不法係留船位置図



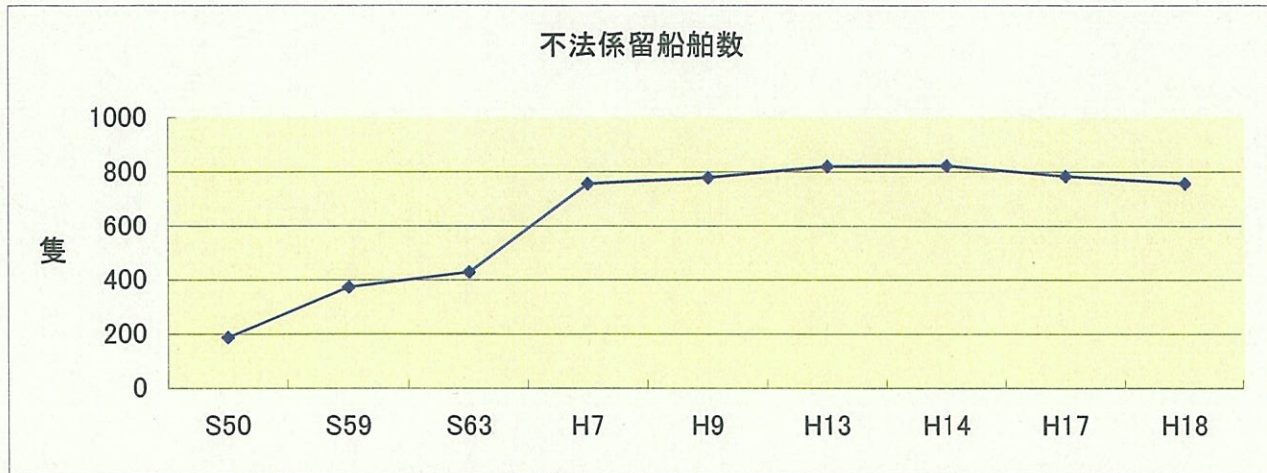
不法係留船舶問題と対策

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所

【不法係留船舶数の推移】

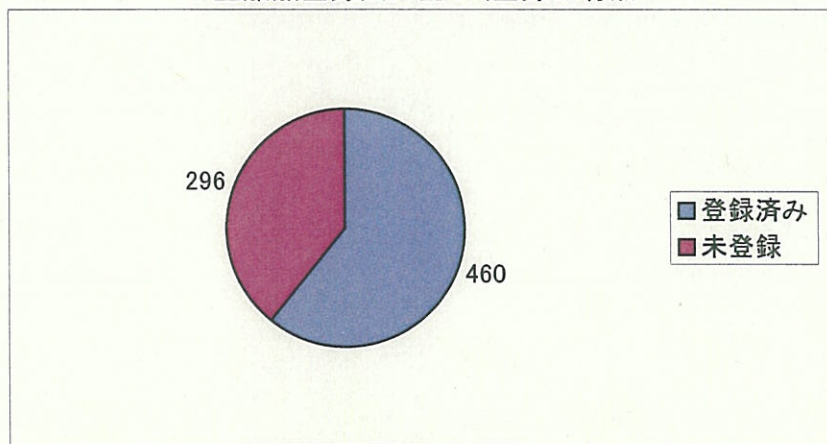
(直轄管理区分分)

(遠賀川河口部、西川)

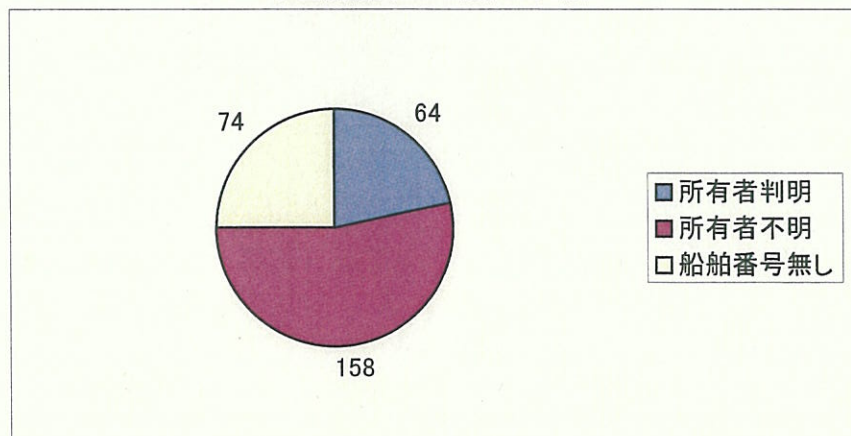


○昭和40年代後半より不法係留が始まり、平成18年9月29日現在で756隻の不法係留船を確認。

小型船舶登録法に基づく登録の有無

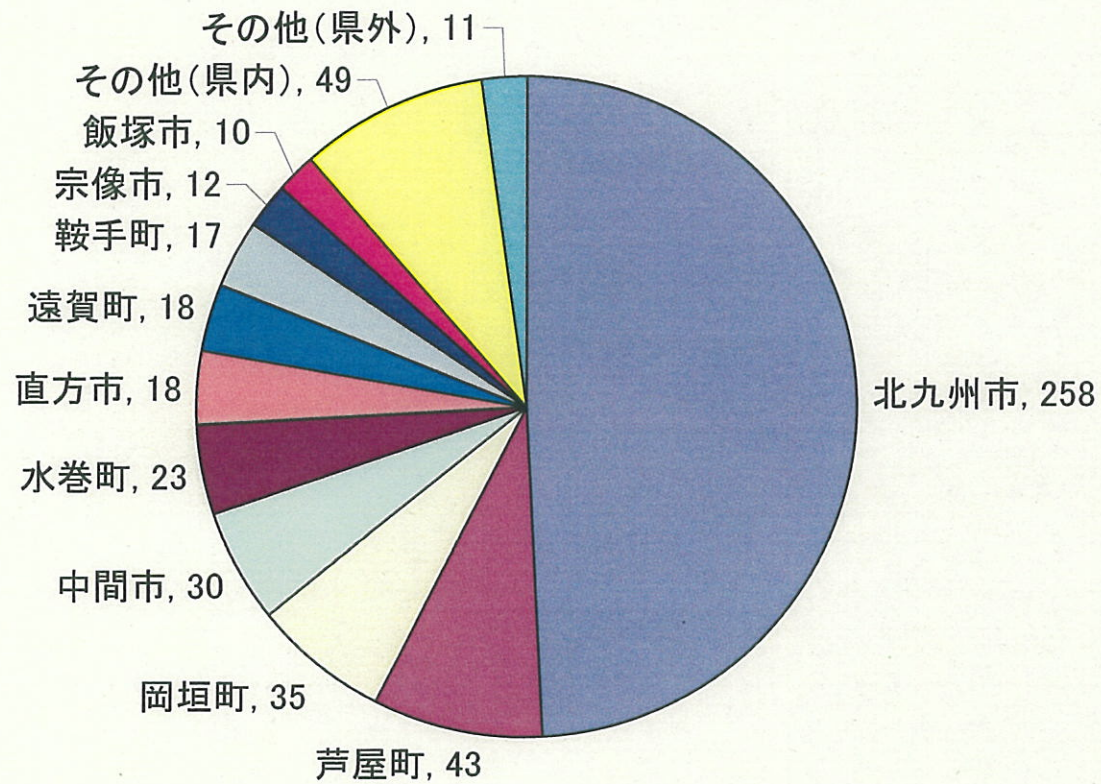


未登録船(296隻)の内訳



不法係留船所有者の居住地割合(所有者判明分のみ)

全体:524隻



【不法係留船対策】

① 啓発活動等

・警告看板の設置

現在は、河川敷に警告看板(不法係留が河川法に違反しているので撤去する旨)を21箇所設置し、自主撤去を促している。

・ポスターの掲示

不法係留船の実態及び、不法係留が河川法に違反している旨を掲載したポスターを関係機関(地元自治体、環境福祉事務所、警察)に配布

・マスコミに対する不法係留船の実態、問題点等の公表

② 沈没船に対する自主撤去指導・法的措置

(自主撤去)

・平成18年11月から現在に至るまで、計5隻の沈没船が自主撤去された。

(法的措置)

・平成8年7月に西川における沈没船(4隻)を撤去(簡易代執行)

・平成18年12月に西川における沈没船(4隻)を撤去(簡易代執行)

・現在所有者が判明している沈没船が2隻あり、撤去指示に従わないため、行政代執行により撤去予定。

③ 全体的な不法係留船の対策

・福岡県プレジャーボート対策協議会の遠賀水域部会の中で、各水域(港湾、漁港、河川)管理者と連携し、対策を検討していく予定。

